

各指定就労継続支援A型事業所運営法人代表者様
(岐阜市所管の事業所を除く。)

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

就労継続支援A型事業における自己評価結果等の公表及び岐阜県への届出に
ついて(依頼)

日頃から、本県の障がい福祉施策の推進に御協力をいただきお礼申し上げます。

さて、就労継続支援A型事業所については、令和3年4月からサービス費の算定にあたりスコア方式が導入され、各事業所がスコア方式にて評価された内容をインターネット等(原則、障害福祉サービス等情報公表システム)で4月中に公表を行い、公表について都道府県に届出を行うこととされています。

つきましては、自己評価結果等の公表状況について、下記により届出をお願いします。

なお、自己評価結果等の公表がなく都道府県への届出がない場合、「自己評価未公表減算」が適用されます。また、自己評価結果等の公表の届出がない場合、実地指導の対象となることを申し添えます。

記

- 1 届出対象支援 就労継続支援A型
- 2 対象事業所 令和7年4月1日以前に指定を受けた事業所
(令和7年4月1日指定も含む)
- 3 届出期限 令和8年4月30日(木)【厳守】
- 4 届出先 (1) 岐阜圏域(羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町)に所在する指定事業所
→ 岐阜県 岐阜地域福祉事務所
(2) 上記(1)以外の指定事業所
→ 岐阜県健康福祉部 障害福祉課
- 5 届出方法 下記県ホームページ中のオンライン回答フォームよりご回答ください。
なお、回答フォームは、届出先(上記4)により異なりますのでご注意ください。
【県ホームページ】
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/490408.html>
※ 岐阜市から指定を受けている事業所については、岐阜市障がい福祉課へ届出を行ってください。

6 公表方法

スコアの合計点等は、毎年度4月中に、原則、障害福祉サービス等情報検索サイトにおいて公表するとともに、各事業所のホームページ等においても可能な限り公表し、広く情報発信することとされています。

各事業所においては、別紙2-1及び2-2の様式により、4月末までに障害福祉サービス等情報公表システム（WAMNET）を用いて県への報告及び公表を行っていただくとともに、上記の回答フォームにおいて、WAMNETによる報告・公表状況を回答願います。

※ WAMNETによる報告にあたり、例えば、経営情報の報告が「未承認」や「差戻し」等の状態にあると、スコアの報告が出来ません。その場合は、下記の問い合わせ先にご連絡願います。

○ 自己評価未公表減算について

《対象となる支援》 就労継続支援A型

《算定される単位数》 所定単位数の100分の85（15%減算）

《減算対象及び適用期間》 都道府県に届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、利用者全員について減算を適用

○ 本通知に係る問い合わせ先

※ 問い合わせ先は上記4のとおり、届出先により異なります。

所属	岐阜県健康福祉部障害福祉課 事業所指導係		
係長	奥田	担当	伊藤
電話	058-272-8302		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		

所属	岐阜県岐阜地域福祉事務所 福祉課地域福祉第二係		
係長	若山	担当	菊川 安田
電話	058-272-8287		
E-mail	c22801@pref.gifu.lg.jp		